



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

外国投資法

(2012 年 連邦議会法律 番号 21)

1374 年ビルマ暦 7 月満月後 3 日

(2012 年 11 月 2 日)

連邦議会はここにこの法律を制定する。

第 1 章

表題及び定義

1. この法律を外国投資法と呼ぶものとする。
2. この法律に含まれる次の表現は以下で付与される意味を有するものとする。
 - (a) 連邦とはミャンマー連邦共和国を意味する。
 - (b) 委員会とはこの法律に基づき組成されたミャンマー投資委員会を意味する。
 - (c) 連邦政府とはミャンマー連邦共和国の連邦政府を意味する。
 - (d) 市民とは準市民又は帰化した市民を含む。この表現において、市民のみで組成された経済組織もまたこの法律に従い含まれるものとする。
 - (e) 外国人とは市民でない者を意味する。この表現において、外国人で組成された経済組織もまたこの法律に従い含まれるものとする。
 - (f) 発起人とは委員会に対して投資に関連する申込みを提出する市民又は外国人を意味する。
 - (g) 申込みとは、契約草案、財務上の書類及び会社の書類を伴った意図する投資の認可のための発起人により委員会に対して提出される規定された申請を意味する。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

(h) 許可とは申込みに関連する委員会の認可が表現された命令を意味する。

(i) 外国資本とは許可に基づき外国人によるビジネスにおいて投資される次のものを意味する。

(i) 外貨

(ii) ビジネスのために実際に必要であり、かつ、連邦内において入手不能な機械、設備、機械の構成部分、予備部品及び器具などの財産

(iii) ライセンス、特許、意匠、商標、著作権などの知的財産と評価される権利

(iv) 技術的ノウハウ

(v) 上述からビジネスに対して生じる利益又は株式利益からの再投資

(j) 投資家とは人又は許可に基づき投資された経済組織を意味する。

(k) 銀行とは連邦内の連邦政府により許可された銀行を意味する。

(l) 投資とはこの法律と一致する連邦の領域内の投資家により監督された様々な種類の財産を意味する。この表現において、次のものが含まれるものとする。

(i) 動産、不動産及び他の財産に関連する権利について法律に従って譲渡抵当に供される権利及び譲渡抵当に供する権利

(ii) 会社の株式 (shares)、(share の集合概念としての) 株式 (stock) 及び社債

(iii) 財務に関連する価値である契約に基づく財務上の権利又は活動

(iv) 現行する法律に一致する知的財産権

(v) 自然資源の探査及び抽出の権利を含む、関連する法律又は契約により許可された機能的権利

(m) 土地を賃借する権利を有する者又は土地を使用する権利を有する者とは、連邦に対して当該土地のために規定された賃料を支払うことにより規定された期間まで土地を賃借する権利を有する者又は土地を使用する者を意味する。

第2章

適用可能なビジネス

3. この法律は連邦政府の事前の認可と共に通知により委員会により規定されるビジネス



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

に適用するものとする。

4. 次の投資は制限又は禁止されるビジネスとして規定されるものとする。

- (a) 連邦内の国家の民族の伝統的文化及び慣習に影響し得るビジネス
- (b) 公衆衛生に影響し得るビジネス
- (c) 自然環境及び生態系に損害を生じ得るビジネス
- (d) 連邦に有害又は有毒の廃棄物をもたらし得るビジネス
- (e) 国際合意に基づく有毒化学物質を製造する工場又は（これを）使用するビジネス
- (f) 発行される規則により市民により実行され得る製造業及びサービス業
- (g) 海外でテストされ、又は使用の認可を得ていない技術、薬品、器具をもたらすビジネス
- (h) 農業を営むビジネス、並びに発行される規則により市民により実行され得る短期及び長期の農業
- (i) 発行される規則により市民により実行され得る飼育のビジネス
- (j) 発行される規則により市民により実行され得るミャンマー海洋漁業のビジネス
- (k) 連邦政府の許可により経済特区として規定される地域を除き、連邦の領域及びその他の国家と接する国境から 10 マイル以内で実行される外国投資のビジネス

5. 委員会は第 4 条に基づき制限又は禁止される投資について、連邦政府の認可をもって連邦の利益及び市民、特に土着の人々の利益のために許可することができる。

6. 委員会は連邦及び市民の安全、経済、環境及び社会の利益に多大な影響をもたらす外国投資ビジネスについて、連邦政府を通じて連邦議会に対して提出しなければならない。

第 3 章



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

目的

7. 人々が十分に楽しみ、国家の豊富な資源を開発した後、余剰分を輸出することを可能にすること、ビジネスが発展し、拡張するにつれて、人々のために一層雇用が広がるようになること、人的資源が発展するようになること、銀行及び金融ビジネス、高品質の主要道路、1つの国家から他国へ連結する高速道路、国家の電力及びエネルギーの生産ビジネス、現代の情報技術を含むハイテクなどのインフラが発展するようになること、通信ネットワーク、国際的標準に符合する鉄道、海運、空輸を含む、全国における研究の個別の分野が発展するようにすること、市民が他国と共に実行するようになること、国際的規範に従って経済的企業及び投資ビジネスが勃興するようになることを目的とする。

第4章

基本原則

8. 投資は次の原則に基づき許可される。

(a) 国民経済発展プロジェクト、連邦及び市民により入手不可能なビジネス及び不完全な財務及び技術のビジネスの主要目的を援助すること

(b) 雇用機会の発展

(c) 輸出の促進及び拡大

(d) 輸入代替製品の生産

(e) 大規模投資を要求する製品の生産

(f) ハイテクによる製造業のハイテク及び発展の獲得

(g) 大規模資本に関わる製造業及びサービス行の援助

(h) エネルギー消費を節約するビジネスの開花

(i) 地域の発展



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

- (j) 新エネルギーの探査及び抽出、並びにバイオベースの新エネルギーのような再生可能なエネルギー資源の出現
- (k) 現代産業の発展
- (l) 環境の保護及び保存
- (m) 情報及び技術の交換を可能にするための援助を招来すること
- (n) 主権及び公共の安全に影響しないこと
- (o) 市民の知識及び技術の発展
- (p) 国際的基準と一致する銀行及び銀行業の発展
- (q) 連邦及び市民のために必要な現代的サービスの出現
- (r) 短期及び長期の連邦のエネルギー及び資源の地域的利用を十分にすること

第5章

投資の方式

9. 投資は次の方式のいずれかにより実行され得る。
- (a) 委員会により許可されたビジネスについて 100%外国投資で外国人による投資の実行
 - (b) 外国人及び市民又は関連する政府の部門及び組織との間の合弁の実行
 - (c) 両当事者により承認された契約において包含される何らかのシステムによる実行
10. (a) 設立するには、第9条に基づく投資の方式は、
- (i) 現行の法律に従って会社として組成しなければならない。
 - (ii) 第9条第(b)項に基づく合弁として組成されるならば、外国資本及び市民の比率



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

は合弁を作る外国人及び市民の双方の承認に従って規定することができる。

(iii) 外国人により投資する場合、委員会は、ビジネスの性質により連邦政府の承認を得て、部門により投資の最低額を規定しなければならない。

(iv) 外国人は、合弁が市民と禁止又は制限されているビジネスについて実行されるならば、規則により規定されるように外国資本の比率を提案することができる。

(b) 第 (a) 項に基づき、投資ビジネスの方式を実行する場合、終了する権利又はビジネスの終結において清算する権利を得ているとして、契約の期間満了前に清算する行為は、連邦の現行の法律に一致して遵守され、実行されなければならない。

第 6 章

委員会の組成

11. (a) 連邦政府は、

(i) 投資ビジネスに関して、連邦レベルから適切な人物を議長とし、関連する連邦省、政府部門、政府組織及び非政府組織から専門家及び適切な人物をこの法律に含まれる機能及び義務を実行することを可能にするメンバーとするからミャンマー投資委員会を組成するものとし、

(ii) 委員会の組成において、メンバーから（選ばれた）副議長、秘書官及び合同秘書官に対する義務を規定し、割り当てるものとする。

(b) 市民サービス人材ではない委員会のメンバーは、国家計画及び経済発展省により許諾された賃金、手当て及び補償を享受する権利を有するものとする。

第 7 章

委員会の義務及び権限

12. 委員会の義務は次のとおりである。

(a) 財務的信用性、ビジネスの経済的根拠、技術の適切性並びに投資の提案について提案がこの法律の第 4 章の原則と一致するか否かを精査するに当たり、環境の保護及び保存と



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

いった事実を考慮すること

(b) 投資家が法律に基づき資格のある権利を完全に享受できていないと不満を述べるならば、必要に応じて直ちに行動をとること

(c) 提案が現行の法律の規定に反するか否かを精査すること

(d) 連邦政府を通じて連邦議会の6ヶ月毎の会議に対して実績を提出すること

(e) 連邦政府に対して、時々、地域及び外国投資の簡易化及び促進を図るためにアドバイスを出すこと

(f) 連邦政府の事前許可を得て、投資のカテゴリー、投資の価額及びビジネスの期間を規定し、これらを変更すること

(g) 連邦政府の認可を得て、管区及び州の経済的発展のために実行する資格を有する外国投資に関して、関連する管区及び州の政府と調整すること

(h) もとの契約に含まれない自然資源又は骨董品で、使用权を有する土地の上下で許可されたビジネスに適用されないと認められれば、即時認識し、委員会により行動をとるよう管理すること

(i) 投資ビジネスがこの法律、この法律に基づく規則、規定、細則、手続、命令、通知及び指令、投資家による契約に含まれる事項に従って遵守されているか否かを精査すること。それが遵守されていないならば、それが遵守されるようにし、法律と一致するようにビジネスに対して行動をとること

(j) 免除及び税金の軽減を許諾する必要がない投資ビジネスを規定すること

(k) 時々連邦政府により割り当てられた義務を履行すること

13. 委員会の権限は次のとおりである。

(a) 連邦の利益に資すると考えられ、必要な精査後にもいかなる現行の法律にも反しない提案を受諾すること

(b) 提案が受諾されたならば、発起人又は投資家に対して許可を発行すること



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

(c) 規定に従って精査後に関連する者により申請されたならば、許可又は契約の期間の延長又は修正を許可し、又は拒絶すること

(d) 発起人又は投資家から必要な証拠又は事実を提出することを要請すること

(e) 許可を取得するために委員会に提出された提案、それに添付された法律文書及び証拠並びに許可に含まれる条件と一致するよう投資家が遵守せず、実行しないことを示す十分な証拠があるならば、ビジネスの延長の範囲に対して何らかの必要な命令を採択すること

(f) 財務的事項を実行するために発起人又は投資家により提案された銀行を許可し、又は拒絶すること

14. 委員会はその義務を実行するに当たり、必要に応じて小委員会及び組織体を組成することができる。

15. 委員会の実績についての報告は時々連邦政府の会議に提出されなければならない。

16. 委員会により許可されたビジネスの完成及び改善についての条件は連邦政府の 3 ヶ月毎の会議に報告されなければならない。

第 8 章

投資家の義務及び権利

17. 投資家の義務は次のとおりである。

(a) ミャンマー連邦共和国の現行の法律を遵守すること

(b) 投資家によるミャンマーの現行の法律に基づき会社を組成することによりビジネスを実行すること

(c) この法律の条項、規則に含まれる条件、手続、通知、命令、指令及びこの法律に基づき発行された許可を遵守すること

(d) 委員会により規定された条件及び契約に含まれる条件に従って賃借し、又は使用する権利を有する土地を使用すること



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

(e) 許可、委員会の認可を得る限りにおいてビジネスの条件の範囲内での投資ビジネスのために他者に対する株式及びビジネスの移転に基づき、ビジネスを実行することを許可された土地及び建物の転貸借及び譲渡抵当を実行すること

(f) 委員会の認可なしに賃借又は使用に権利を有する土地の地形又は高さを明確に変更しないこと

(g) 賃借又は使用する権利を有する土地の上下で、許可されたビジネスに関連せず、もとの契約に含まれていない自然の鉱物資源又は骨董品及び埋蔵物が発見されたならば、委員会に直ちに知らせ、委員会が許可すれば、当該土地上でビジネスの実行を継続し、実行の継続の許可が得られなければ、投資家により選択され、提出される代替地に移転し、実行すること

(h) 投資ビジネスに関して、現行の法律と一致する環境の汚染又は損害を引き起こさずに実行すること

(i) 外国会社の場合において、株式の全部が外国人又は市民に絶対的に売却され、移転されるならば、委員会の事前の許可を得て許可証を返還した後に限り、現行の法律に従って、株式の移転を登記すること

(j) 外国会社の場合において、その株式の一部が外国人又は市民に絶対的に売却され、移転されるならば、委員会の事前の認可を得た場合に限り、現行の法律に従って、株式の移転を登記すること

(k) 契約に従って、投資家により実行されるビジネスに関連するハイテクを関連企業、部門又は組織に対して組織的に移転することを実行すること

18. 投資家の権利は次のとおりである。

(a) 現行の法律に従って、委員会の認可を得て、資産を売却し、交換し、又はその他の手段で移転する権利を有すること

(b) 外国会社の場合において、外国人／市民又は外国会社／市民会社に対してその株式の全部又は一部を売却すること

(c) 委員会の認可を得ることにより、投資ビジネスを拡張し、又はもとの提案に含まれる



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

外国資本の増加を実行すること

(d) 現行の法律に従って、完全に享受することができる権利を取得するために、委員会に対して再精査及び修正を提出すること

(e) 現行の法律に従って、権益を取得し、不満に関して行動をとることについて、委員会に対して申請すること

(f) 許可に基づき実行される投資ビジネスにおいて、新たな技術の発明、製品品質の強化、商品の生産の増加及び環境汚染の減少のためにより多くの権益を取得することを委員会に対して申請すること

(g) 全国において相対的に発展しておらず、また発展目的で接近することが困難な地域において外国投資において投資する投資家のために、連邦政府の認可を得て、第 12 章に含まれる税金の免除及び税金の税額控除の期間を超える、委員会により規定される期間を享受する権利を有すること

第 9 章

許可書の申請

19. 投資家又は発起人は、外国投資を行うことを希望するならば、規定に従って委員会に対して許可書を取得する提案を提出しなければならない。

20. 委員会は

(a) 第 19 条に基づき提出された提案が取得されたならば、必要な精査を行った後 15 日以内に、提案を受理し、又は拒否することができる。

(b) 提案が受理されたならば、提案を提出する者に対して、90 日以内に提案を許可し、又は拒否しなければならない。

21. 投資家又は発起人が委員会により発行された許可書を取得したならば、投資は、関連する政府部門及び組織又は人及び組織と必要な契約を締結した後に成立されなければならない。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

22. 委員会は、関連する者により申請されたならば、この法律に従って適切に契約に含まれる条件又は合意の拡張、減少又は修正を許諾しなければならない。

第 10 章

保険

23. 投資家は、連邦内で実行を許諾される保険ビジネスで保険の規定される種類の付保をしなければならない。

第 11 章

職員及び労働者の任用

24. 投資家は、

(a) 熟練の市民労働者、熟練のビジネスについて技術者及び職員を任用する場合、ビジネスの開始する年から最初の 2 年間に少なくとも 25%、二番目の 2 年間に少なくとも 50%、三番目の 2 年間に少なくとも 75%、市民を任用しなければならない。ただし、委員会は認識に基づき、ビジネスについて適切な期限の延長を行うことができる。

(b) 第 (a) 号に基づき任用できるために、労働の技能の改善のための市民職員に対する実務及び研修を付与するように手配しなければならない。

(c) 技能を要求しない労働のためには、市民のみを任用しなければならない。

(d) 労働交換事務所若しくは地方の労働交換取次所、又は投資家の手配により、労働者の新規採用を実行しなければならない。

(e) 現行の労働法及び規則に従って、使用者及び労働者の間の雇用契約に署名することにより、熟練の市民労働者、技術者及び職員を任用しなければならない。

(f) ミャンマー市民職員の任用における賃金水準が専門家水準の割当てとして外国人職員と異なる結果とならない権利を付与しなければならない。

25. 許可書に基づき投資ビジネスで稼働する外国人は、連邦により発行される労働許可書及び地方居留許可書を提出し、申請しなければならない。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

26. 投資家は、

(a) 職員及び労働者を任用するに当たり、規定に従って、雇用契約を締結しなければならない。

(b) 最低賃金及び給与、休暇、休日、残業代、損害賠償、労働者の補償、社会福祉、使用者の権利及び義務を規定した労働者に関連するその他の保険又は労働契約に含まれる職業上の条件を含む現行の労働法及び規則に含まれる権利を享受することを実行しなければならない。

(c) 関連する現行の法律に従って、使用者間、労働者間、使用者並びに労働者及び技術者又は職員との間で生じる紛争を解決しなければならない。

第 12 章

免除及び税額控除

27. 委員会は、国家内に外国投資を促進する目的で、投資家に次の税金の免除又は税金の税額控除のうち第 (a) 号に含まれる税金の免除又は税金の税額控除を許可しなければならない。これに加えて、残りの税金の免除又は税金の税額控除の 1 つ若しくは 1 つを超える、又は全ては、申請されるならば、許可されることができる。

(a) 商品の製造又はサービスのためのいかなるビジネスに対しても商業規模の開始年度を含めて連続する 5 年の期間、所得税の免除。さらに、連邦に対して利益がある場合、投資が行われたビジネスの成功により、適切な期間の税金の免除又は税額控除。

(b) 再投資のための留保基金として維持されたビジネスから生じる利益で、そこから 1 年以内に再投資された場合についての所得税の免除又は税額控除

(c) 所得税評価の目的でビジネスに用いられる機械、設備、建物又はその他の資本資産に関して、連邦により規定される償却を控除する比率として計算した後に、利益から償却を控除する権利

(d) 製造業により製造された商品が輸入されるならば、当該輸入から生じる利益について 50% を上限とする所得税の税額控除



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

(e) 連邦内に居住する市民に適用される比率で外国人の所得について所得税を支払う権利

(f) 連邦内で実際に必要とされ、実行される調査及び開発のビジネスのために生じる評価可能な所得からの費用を控除する権利

(g) 損失を蒙った年から連続する 3 年を上限として個々のビジネスについて第 (a) 号に含まれる所得税から免除又は税額控除の享受後、連続する 2 年以内に実際に蒙った損失を持ち越し、相殺する権利

(h) ビジネスの建設期間中に実際に使用する必要があるとして、ビジネスで使用される輸入される機械、設備、器具、機械の構成部品、予備部品及び原料について、関税若しくはその他の内国税、又はその双方からの免除又は税額控除

(i) ビジネスの建設の完成後の最初の 3 年間で製造のために輸入される原材料について、関税若しくはその他の内国税、又はその双方からの免除又は税額控除

(j) 投資額が委員会の認可を得て増加し、かつ、もとの投資ビジネスが許可された期間に拡大したならば、拡大されたビジネスに使用するのに実際に必要であるとして輸入される機械、設備、器具、機械の構成部分、予備部品及び原材料について、関税若しくは内国税、又はその双方の免除又は税額控除

(k) 輸出のために製造される商品にかかる商業税の免除又は税額控除

第 13 章

保証

28. 連邦政府は、契約の期間内、又は当該期間が延長されるならば、延長された期間内に、許可証に基づき組成されたビジネスを国有化してはならないことを保証する。

29. 連邦政府は、十分な原因なしに許可された期間の満了前に、委員会の許可証に基づき実行される投資ビジネスを延長しないことを保証する。

30. 契約の期間の満了時に、連邦政府は外国資本で投資した投資家に当該投資が行われた外国通貨の種類で彼の権利について支払うことができることを保証する。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

第 14 章

土地を使用する権利

31. 委員会は投資家に対して、ビジネス、産業の種類及び投資の規模により当初 50 年間の上限として土地を賃借し、又は使用する権利の実際に必要とされる期間を許可することができる。

32. 委員会は投資の規模及びビジネスの種類により、第 31 条に基づき許可された期間の満了後、ビジネスの継続を希望する投資家に対して、これに続く 10 年の期間を延長し、かつ、当該期間満了後さらに 10 年の期間を延長することができる。

33. 委員会は連邦の経済発展の目的で、連邦政府の事前認可を得て、土地を賃借し、又は使用する権利を有する者から最初の合意を得ることにより、当該土地に投資をすることを許可することができる。

34. 委員会は、連邦政府の事前の認可を得て、政府部門又は組織により所有される土地の賃料の比率に関して明記することができる。

35. 投資家は、農場で農業及び畜産のビジネスの契約システムを履行する場合、市民が実行を許諾された市民投資家と共にする合弁システムによってのみ実行する権利を有する。

36. 委員会は、全国の開発の目的で、連邦政府の認可を得て、経済が相対的に発展せず、アクセスが難しい地域に投資する投資家の恩恵のために、この法律に含まれる土地を賃借し、又は使用する権利のための期間をより長く規定することができる。

第 15 章

外国資本

37. 外国資本は、銀行により受け入れられた外国通貨の種類で、投資家の名前で、委員会により登記されるものとする。

38. ビジネスの終了の際には、外国資本を持ち込んだ者は、規定の時間内で委員会により規定されたとおり引き上げることができる。とされる外国資本を引き上げることができる。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

第 16 章

外国通貨の移転の権利

39. 投資家は、規定される交換比率で関連する外国通貨において、連邦内で外国銀行業を実行する権利を有する銀行を通じて次の通貨を外国に移転する権利を有する。

(a) 外国資本で持ち込んだ者が権利を有する外国通貨

(b) 外国資本で持ち込んだ者に対して委員会により引上げのために許可された外国通貨

(c) 外国資本で持ち込んだ者が受領した年次利益から全ての税金及び関連する基金を控除した後の純利益

(d) 税金に関して行われる支払いをした後で、かつ、連邦におけるサービスの履行の間に外国職員により取得された給与及び合法的所得から、彼自身及び彼の家族のために生じた生活費を規定の方法で控除した後の正当な差引残高

第 17 章

外国通貨についての問題

40. 投資家は

(a) 規定された交換比率で関連する外国通貨で、外国銀行業を実行する権利を有する連邦内のいかなる銀行を通じても外国に移転可能でなければならない。

(b) 外国銀行業又はチャット口座を実行する権利を有する連邦内の銀行が受け入れた外国通貨の種類で外国口座を開設することにより、ビジネスに関連する財務的問題を実行しなければならない。

41. 許可証に基づき組成されたいかなる経済組織においても従事する外国人は、外国銀行業又はチャット口座を実行する権利を有する連邦内の銀行が受け入れた外国通貨の種類で外国口座を開設しなければならない。

第 18 章



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

行政処罰

42. 委員会は、この法律、規則、規定、細則、手続、通知、命令、この法律又は許可証に含まれる条件に基づき発行される指令の条項のいずれかに違反した投資家に対して、1つか、それを超える次の行政処罰を採択することができる。

- (a) 譴責
- (b) 税金の免除及び税額控除の暫定的停止
- (c) 許可証の取消し
- (d) 許可証が将来付与されないものとされるブラックリストに加えられること

第 19 章

紛争の解決

43. 投資ビジネスに関して何らかの紛争が生じたならば、

(a) 紛争の当事者間で生じた紛争は友好的に解決されなければならない。

(b) 当該紛争が第 (a) 項に基づき解決できないならば、

(i) 紛争解決手順が関連する合意に規定されないならば、連邦の現行の法律に従って受諾され、実行されなければならない。

(ii) 関連する合意に規定されるならば、紛争解決手順に従って受諾され、実行されなければならない。

第 20 章

雑則

44. 委員会は、海外に余剰エネルギーを輸出することを目的とすることにより、連邦及び市民のために必要なエネルギーを満たすために生産をした後、投資家が連邦政府又は政府



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

部門及びこの法律に基づき連邦政府から権限を授与された組織と投資家との間で生産分担システム又は利益の取得についての割当ての享受に基づき投資を行う提案を提出するならば、実行性研究、探査、調査及び掘削、並びにこの法律に従って連邦又は市民と共に合弁を利用した巨大資本を必要とする石油及び天然ガス、鉱物の生産において、投資家の資本を完全に使用して、規定された期間内に規定された場所で商業規模において生産レベルに達するための実行のために、精査し、許可することができる。

45. この法律の交付前のミャンマー連邦外国投資法（国家法律及び命令回復評議会法律番号 10/1988）に基づく投資家は、この法律に基づき規定される投資家とみなすものとする。

46. 投資家が故意に誤った陳述を行い、又は委員会、関連する政府部門及び組織に対して準備され、提出された提案に添付された口座、法律文書、書類、財務書類、雇用書類を隠蔽する信用できる証拠が現れたならば、彼は刑事手続に基づき訴訟提起されなければならない。

47. 現行の法律に含まれる事項にかかわらず、この法律の条項に関連する事項はこの法律に従って実行されなければならない。

48. 委員会は規定に従って会議を開催しなければならない。

49. この法律により授与された権限に基づき行われた委員会の決定は最終的で、終局的でなければならない。

50. この法律に基づき授与された権限に従った信頼できる証拠がある善意でなされたいかなる行為についても、委員会（the Commission）、委員会（committee）又は組織体のいかなるメンバーに対しても、訴訟、刑事手続又はその他の手続は提起されてはならない。

51. この法律の条項を実行することを可能にするために、国家計画及び経済発展省又はいかなる組織も

(a) 責任を負担し、委員会の事務局作業を実行しなければならない。

(b) 委員会の支出を負担しなければならない。

52. この法律により廃止されるミャンマー連邦外国投資法（国家法律及び命令回復評議会法律番号 10/1988）の許可証により実行している投資家は、許可証及び関連する合意に含まれる条件に従って、期間の満了まで、継続的に実行し、享受する権利を有するものとする。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

53. 委員会は外国投資ビジネスを許可するに際して連邦及び市民の利益に影響するならば、重要事項として連邦政府を通じて直近の連邦議会の会議に提出しなければならない。

54. この法律のいずれかの条項がミャンマー連邦共和国により採用された国際条約及び合意のいずれかの事項に反するならば、国際条約及び合意に含まれる事項は遵守されなければならない。

55. この法律を規定した後、必要な規則及び規定を規定する前の期間内に、ミャンマー連邦外国投資法（国家法律及び命令回復評議会法律番号 10/1988）に基づき発行された規則及び規定は、この法律に反しないならば、継続して実行されることができる。

56. この法律の条項を実行するに際して、

(a) 国家計画及び経済発展省はこの法律の採用から 90 日以内に必要であるとして、連邦政府の認可を得て規則、規定及び細則、手続、命令、通知及び指令を発行しなければならない。

(b) 委員会は必要であるとして、命令、通知及び指令を発行することができる。

57. ミャンマー連邦外国投資法（国家法律及び命令回復評議会法律番号 10/1988）はここにこの法律により廃止される。

私はここにミャンマー連邦共和国の憲法に基づき署名する。

Sd/テイン・セイン

大統領

ミャンマー連邦共和国

【仮訳】 キャストコンサルティング（ミャンマー）有限公司